

致诸位外国人市民 ～税金指南～

外国人の皆様へ～税のしおり～



十和田市政府
中国語版（簡体字）
中文版（簡体字）

向大家所征收的市税是为了实行与广大居民息息相关的各种事业的重要财政来源。

本指南是为了让居住在十和田市的外国人市民能够更了解市税而作特此说明。

皆様から納めていただいた市税は、皆様に関わりの深さまざまな事業を行うための重要な財源となっています。

このパンフレットは十和田市にお住まいの外国人市民のために、市税についてご説明するものです。

1. 市民税（個人）

市政府希望由广大居民们来共同负担与全体居民的日常生活有着直接关系的各项行政服务所需要的经费，而市民税就是最能代表这种性质的税金。

把市民税与县民税加在一起统称为“居民税”，是根据您上一年的收入计算出的需纳税金额。并且，从申报到纳税都由市政府管理。

市民税分为“均等割”（均等分配税）和“所得割”（收入分配税）两个部分。“均等割”是指与收入多少无关而征收的均等分配的定额税金。“所得割”是指根据上一年全年的收入来计算所征收的税额。

○需缴纳市民税（个人）的对象

尽管是外国人，只要在1月1日居民登记是十和田市的人，都要缴纳市民税（个人）。

另外，即使不居住在十和田市，但凡在十和田市拥有事务所、办事处，或拥有房产者，都要被征收“均等割”（均等分配税）。

1. 市民税（個人）

すべての住民の日常生活に直接結びついた行政サービスに必要な経費は、広く住民に負担していただくことが望ましく、市民税はこのような性格を最もよく表している税です。

市民税は、県民税と合わせて一般に「住民税」と呼ばれており、前年1年間の所得に応じて課税されます。なお、申告から納税までをまとめて市が取り扱います。

市民税は「均等割」と「所得割」に区別されます。「均等割」とは、所得が多いか少ないかにかかわらず、均等の税額を負担していただくものです。「所得割」とは所得に応じて負担していただくものです。

○市民税（個人）を納める人

外国の人であっても1月1日に十和田市に住居登録があった人は、市民税（個人）が課税されます。

なお、十和田市に住んでいなくても、十和田市に事務所、事業所または家屋敷を持っている人には均等割が課税されます。

○关于市民税（个人）的纳税方式

(1) 个体经营者或者公司离职后尚未拿到工资的人，将会收到市政府税务课给您邮寄的纳税通知书。按照这份通知书同附的分四次（当年 6 月、8 月、10 月及次年 1 月）纳税的 4 张缴纳书，在各月份所规定的纳税截止日（同月底）之前缴纳。

(2) 在公司上班的人员，通过公司得知纳税金额。年度纳税额被分成 12 等份，从 6 月份到第二年 5 月份的每个月从工资中扣除，由公司代为缴纳

请向公司申请在离职时从工资中一次性扣除未缴纳的税额。

离开日本时，请一次性付清还未缴纳的税额，或者联系市政府税务课指定代理缴纳税金的纳税管理人。

○住民税的申报

住民税的申报是指在市内拥有住址的人员向市申报有关自己前一年全年的所得以及扣除状况。这个申报内容将成为住民税（市民税·县民税）以及国民健康保险税的税额、各种补助、行政服务的负担金额的算定基础。

已办理了所得税的确定申报者，无需提交住民税申报书。不办理确定申报的人，无论您有没有收入，原则上都要向市政府提交住民税申报书。

※在前一年中属于工薪阶层或领取养老金者，由于所在公司等会直接向市政府提交工资、年金支付报告书，所以无需进行申报。但是，如果您申报所得扣除（抚养扣除及医疗费扣除等）的话，市民税·县民税的税额有可能会少一点。详细内容请咨询。

○市民税（個人）納め方

(1) 個人事業者や会社を退職して給与の支払いを受けていない人には、市役所税務課から納税通知書が送付されます。この通知書により、6 月、8 月、10 月、翌年 1 月の通常年 4 回に分けられた税額を、それぞれの月の納期限（同月末日）までに納めていただきます。

(2) 会社に勤めている人には、会社を通じて税額が通知されます。年税額を 12 回に分けて、会社が 6 月から翌年 5 月までの各月の給与から税額を差し引いて納めることとなります。

会社を退職するときは、未納の税額を一括して給与から差し引いてもらうよう、会社へ申し出てください。

日本を出国するときは、未納の税額を一括して納めるか、または代わりに税金を納める納税管理人を定めて、市役所税務課へ連絡してください。

○住民税の申告

住民税の申告とは、市内に住所を有する人が、前年の所得や控除について市へ申告するもので、その申告内容が、住民税（市民税・県民税）や国民健康保険税の税額、各種手当、行政サービスの負担額の算定基礎になります。

所得税の確定申告をした場合は、住民税の申告をする必要はありません。確定申告をしない人は、収入の有無にかかわらず、原則として住民税の申告が必要となります。

※前年中の収入が給与だけ、あるいは公的年金だけだった人は、それぞれの支払者から市へ直接報告されるので、必ずしも住民税の申告を要しませんが、所得控除（扶養控除や医療費控除など）の申告をすると市民税・県民税の税額が安くなる場合があります。詳しくはお問い合わせください。

2. 固定資産税・城市规划税

固定資産税は截止在毎年1月1日拥有土地、房屋、折旧资产（这些统称为“固定資産”。）人应缴纳的赋税。税额根据固定資産的价格（合理价格）决定。

城市规划税是用于城市规划事业或土地规划整理事业所需费用而征收的税目。对位于条列规定的城市规划区域内的土地、房屋而所征收的赋税。

根据市政府税务课邮寄的纳税通知书，通常在每年5月、7月、9月、11月的缴纳期限（同月底）之前分四次缴纳固定資産税、城市规划税。

3. 轻型机动车税（小排量机动车税）

轻型机动车税（小排量机动车税）指在每年4月1日当时拥有搭载发动机的电动自行车、小排量汽车、小型特殊汽车、两轮小型机动车的所有人须缴纳的赋税。税额根据机动车的种类和排气量来决定。

另外，轻型机动车税（小排量机动车税）要在市政府税务课邮寄的纳税通知书所规定的纳税期限（一般5月末）之前进行缴纳。

4. 缴纳市税的地方

在纳税截止日期之前持缴纳单到金融机构及便利店等进行缴纳。

5. 截止纳税期限为止仍未缴纳市税时

当截止纳税期限为止仍未能缴纳者，将会收到市政府收纳课邮寄的督促状，并且有可能受到财产抵押等的处罚。

另外，除了原本应缴纳的税金以外，还要征收拖欠的滞纳金。

2. 固定資産税・都市計画税

固定資産税は、毎年1月1日現在に、土地・家屋・償却資産（これらを総称して「固定資産」といいます。）を所有している人に対し課税されます。額は固定資産の価格（適正な時価）に応じて決定されます。

都市計画税は、都市計画事業または土地区画整理事業に要する費用に充てるために課税される目的税で、条例で定められた都市計画区域内に所在する土地・家屋に対し、課税されます。

固定資産税・都市計画税は、市役所税務課から送付される納税通知書より、5月、7月、9月、11月の通常年4回に分けられた税額を、それぞれの月の納期限（同月末日）までに納めていただきます。

3. 軽自動車税

軽自動車税は、毎年4月1日現在に、原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車、2輪の小型自動車を所有している人に課される税です。額は車種及び排気量などにより定められています。

また、軽自動車税は、市役所税務課から送付される納税通知書により、定められた納期限（通常は5月末日）までに納めていただきます。

4. 市税を納めるところ

納付書をお持ちのうえ、納期限までに金融機関、コンビニエンスストアなどで納めください。

5. 納期限までに市税を納めないとき

納期限までに市税を納めないと、市役所収納課から督促状が送付され、財産の差押えなどの処分を受けることがあります。

また、本来納めるべき税額のほかに、延滞金も合わせて納めていただくこととなります。

6. 当需要市税证明书时

当需要市税证明书时，请持可确认本人身份的证件（外国人登记证明书、在留卡、特别永住者证明书、护照、驾照等）到市政府窗口进行办理。

手续费一份 300 日元。

致更新在留期间需要获得住民税纳税证明书的人士

在更新在留期间时，入境管理局可能要求提供住民税纳税证明书。住民税纳税证明书上记载缴税额、已缴付额等内容。

但是，未申报上一年收入的人士，无法取得纳税证明书。这种情况下，请持上一年收入的证明材料（源泉征收票等）首先进行申报，之后确定缴税额，当缴纳税金后即可获得纳税证明书。

另外，无收入的人士不用缴税，可获得非缴税证明书。（如果不申报的话，即使是无收入的人士，也无法获得纳税证明书。）

6. 市税の証明書が必要なとき

市税の証明書が必要なときは、市役所に、本人確認ができるもの（外国人登録証明書、在留カード、特別永住者証明書、パスポート、運転免許証など）をお持ちください。

手数料は一件につき 300 円です。

在留期間の更新のため、住民税の納税証明書を取得する人へ

在留期間を更新するため、入国管理局から住民税の納税証明書の提出を求められることがあります。住民税の納税証明書には、課税額、納付済みの税額などが記載されています。しかし、前年の収入を申告していない人は、納税証明書を取得することができません。その場合、前年の収入がわかる書類（源泉徴収票など）をお持ちいただき、まず申告をしてください。その後課税額が決定され、税金を納めていただくと、納税証明書が取得できるようになります。

また、収入がない人は課税されないため、非課税証明書を取得することになります。（収入がない人であっても申告をしていないと納税証明書を取得することはできません。）

7. 市税に関するお問い合わせ

7. 有关市税的咨询

咨询内容 問い合わせ内容	咨询处 問い合わせ先
市民税相关事宜 市民税のこと	市民税系 0176-51-6767 (直通) 市民税係
固定資産税相关事宜 固定資産税のこと	土地系 0176-51-6768 (直通) 土地係 房屋系 0176-51-6769 (直通) 家屋係
轻型机动车税相关事宜 軽自動車税のこと	诸税系 0176-51-6765 (直通) 諸税係
纳税相关事宜 納税に関すること	収納课 0176-51-6761 (直通) 収納課

8. その他のお問い合わせ

8. 其他的咨询

国税（所得税、消費税）相关事宜 国税（所得税、消費税）のこと	十和田税務署 0176-23-3151 (代表) 十和田税務署
县税（自動車税等）相关事宜 県税（自動車税など）のこと	上北地区县民局县税部 0176-22-8111 (代表) 上北地域県民局県税部